

松本砂防事務所 コンプライアンスの取り組み(その4)

官製談合は二度と起こさない

～ 11月11日、「公正取引委員会によるコンプライアンス講習会」を開催しました ～

北陸地方整備局では、発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、綱紀の保持を図り、もって国民の信頼確保を目的として、「北陸地方整備局発注者綱紀保持規程」を定めています。

これと平行して「北陸地方整備局コンプライアンス推進計画」を定め、コンプライアンスの徹底を図るため各種取り組みを行っています。

松本砂防事務所では平成26年11月11日(火)、事務所職員を対象とした外部講師によるコンプライアンス講習会を開催しました。

当日は公正取引委員会事務総局経済取引局から林企画調査係長を講師に迎え、事務所長をはじめ26名が受講しました。

講義の内容は、「入札談合の防止」をテーマとして、公正取引委員会の仕事、入札談合の態様及び法的措置、官製談合防止法の概要及び入札談合等関与行為、これに関与した職員の不利益等が説明され、高知県内での官製談合事件をはじめとした官製談合の事例が紹介されました。

官製談合においては、個人の利益というよりも円滑な事業の推進や業界の維持・発展のために入札談合関与行為に及んだ事例が多いことがわかります。しかし、その目的を達成するためにとった行為が誤っていたために、社会や組織に重大な影響を及ぼすこと。さらに職員個人に対しては社会的・経済的なペナルティが課せられることを再認識したところです。

最後に(事)副所長から、入札談合等関与行為が一部の職員だけのことではないこと。ちょっとした不注意で未公表の情報が漏洩する恐れがあること。従来のやり方に流されず疑問に感じたことは一人で悩まず組織で対応することを説明しました。

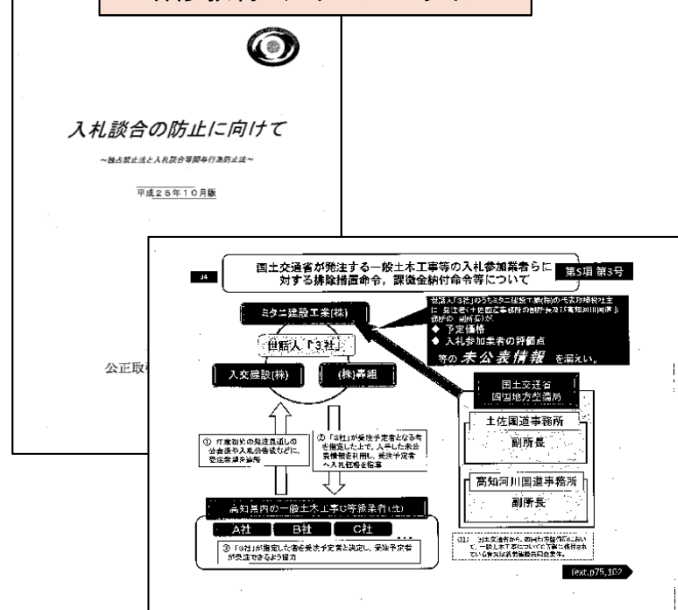
講師：公正取引委員会林係長



受講風景



研修教材：テキスト・スライド



「北陸地方整備局発注者綱紀保持」の情報はこちらのURLからご覧いただけます

<http://www.hrr.mlit.go.jp/johokokai/order/index.html>

2014.06.24